

雜錄

◎在佛國會員よりの通信

『前略大戰後の佛國工業界は頗る沈衰し何處の會社を見學致し候ても實に淋しきものに御座候タルゾーの如きも御多分に漏れず汽關車、紡織機械の製造が主なるものに有之候汽關車は一日一臺の割合に製造し居れりとの説明に有之候へ共見た所は夫れ程でもなき様に御座候殊に最近鑄鋼場の木型工場類焼し非常の損害を蒙りたる様子に御座候其の他五百二十密の榴彈砲や百五十吉米の射程を有する長距離加濃が工場の隅に淋しく轉がり居り候支那人約三千人職工として戰後引續き作業致し居り候其の職工長屋を見せられ申候節は東洋人は皆同様なるべしと思ひ居らずやと存じ穴へても入り度き心地仕候

然し乍ら一九二〇年度に於ける鐵鋼の生産量は最近發表の

豫想によるに次の如くに御座候

銑三、三一七、三七一噸（内一、三五五、〇〇〇噸はローレン
内譯三、二八九、三一八噸は骸炭銑、二八、〇五三噸は電氣

爐銑

専細別すれば

トーマス銑

鑄物銑

精鍊銑

特種銑

ベセマー銑

二、〇五〇、一二九 噸
七九七、九三九
二七五、一五三
一一七、八六一
七六、二八九

鋼二、九六一、五〇八噸（内一、〇九八噸はローレン）

内譯 鋼塊二、八九三、〇七一噸 鑄物六七、四三七噸

専細別すれば

酸性轉爐

鹽基性

平爐

堜爐

電氣爐

五、〇六三 噸

一、六四八、二九四

一、一八六、九〇八

一八、九三八

五六、三〇五

之れを戰前の一九一三年に於ける產額

銑 九〇七七、〇〇〇噸（ローレンの產額を含む）
鋼 六、九七三、〇〇〇噸（同右）

に比較する時は僅に銑に於て其の三六、五%、鋼に於て四二、四%に過ぎず候今後果して幾年の後に產額を恢復致すべきや見物に御座候勿々』

◎關稅定率法第九、十條施行に關する件

○大藏省令第十八號

關稅定率法第九條施行ニ關スル件（大正十年五月三十一日公布）

大正十年勅令第二百三十八號施行ニ關スル件

第一條 大正十年勅令第二百三十八號第一條第二種原料品又ハ第二條ノ原料品ヲ用キテ製造ヲ爲サムトスル者ハ製造品ノ名稱、製造場、原料品又ハ製造品ノ貯置場一年間ニ於ケル原研品並用見込高及原料品ノ輸入主數ヲ爲ヘキ稅關名ヲ製造場所轄稅務署ニ申告シノ承認ヲ受クヘシ承認ヲ受ケタル事由ヲ變更セムトスル時ハ亦同シ、前項ノ承認ハ肥料ニ付テハ一製造場ニ於テ使用スヘキ輸入原料品中一品ノ使用見込高一年三十萬斤ニ達スルモノアル場合ニ限リ之ヲ與ヘ大正十年勅令第二百三十八號第一條第二種第三號乃至第六號ノ物品ニ付テハ肥料ノ製造ニ付承認ヲ受ケタル製造場ニ於テ製造スルモノニ限り之ヲ與フルモノトス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ製造場所轄稅務署ハ前條ノ承認ヲ

取消スコトヲ得

66

一 製造者カ大正十年勅令第二百三十八號又ハ本令其ノ他關稅ニ關スル法令ニ違反シ又ハ當該官吏ノ指揮ニ從ハサルトキ

二 肥料製造者ノ毎二年ノ輸入原料品使用高ノ一年平均カ前條第二項ノ斤數ニ達セサルトキ

第三條 製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一月前ニ製造場所轉稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第四條 輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル原料品ノ輸入申告ハ第一條ノ承認ヲ受ケタル製造者ノ名ヲ以テシ且其ノ申告書ニハ使用ノ目的製造場及藏置場ヲ附記スルコトヲ要ス

第五條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用セムトスル者ハ使用前原料品ノ名稱、種類、數量、使用ノ目的、製造場及藏置場ヲ記シタル文書ニ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書ヲ添附シ製造場所轉稅務署ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ同

第六條 大正十年勅令第二百三十八號第三條第三項ノ規定ニヨリ冰砂糖ノ製造ヲ爲サムトル場合ニ於テハ前項ノ輸入免狀又ハ證明書ニ代フルニ精製糖ニ對スル稅務署ノ製品検査書ヲ以テスヘシ

第七條 大正十年勅令第二百三十八號第三條第三項ノ規定ニ依リ原料品ヲ混淆使用シテ

製造ヲ爲サムトスル者ハ前條第一項ノ規定ニ依ル申告書ニ混淆スヘキ他ノ原料品ノ品名、種類、數量及使用ノ割合ヲ附記スヘシ

第八條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ他ノ用途ニ供セムトスルトキ又ハ大正十年勅令第二百三十八號第一條第二種製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供セムトスルトキハ製造者ハ其ノ旨製造場所轉稅務署ニ申告シテ承認ヲ受クヘシ

第九條 製造者輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用シ製造品ノ製造ヲ終リタル又ハ製造品及副產物ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

第十條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ使用シテ製造シタル物品又ハ副產物ヲ製造場ヨリ撤出セムトスルトキハ其ノ名稱、數量及搬出先ヲ記シタル文書ヲ以テ製造場所轉稅務署ニ申告スヘシ

第十一條 大正十年勅令第二百三十八號第一條ノ製造品ヲ輸出セムトスルトキハ

輸出申告書ニ第一種品ニ在リテハ製造者ノ作成シタル製造證明書第二種品ニ在リテハ稅務署ノ製品検査書ヲ添附スヘシ但シ第一種第二號第七號乃至第十號及第十六號ノ製造品ニ在リテハ其ノ原料品ノ輸入免狀又ハ之ニ代ルヘキ稅關ノ證明書又拂戻率カ從價稅ニ依レルモノニ在リテハ納付シタル輸入稅額ヲ證スヘキ書類ヲモ添附スルヲ要ス前項ノ製造證明書又ハ製品検査書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

一 第二種製造品ニ付テハ原料品ノ輸入免狀番號及輸入手數ヲ爲シタル稅關名

二 製造品ノ名稱及數量

三 第一種製造品ニ付テハ製造品ヲ構成スル輸入原料品ノ名稱種類及數量第二種製造品ニ付テハ其ノ製造ニ使用シタル輸入原料品ノ名稱種類及數量但シ大正十年勅令第二百三十八號第三條ノ規定ニ依リ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混淆使用シテ製造シタル製造品及副產物ニ付テハ各原料品ノ割合

四 製造場

五 證明書又ハ検査書作成ノ年月日

第六條 製造者大正十年勅令第二百三十八號第二條製造品ノ製造ヲ終リタルトキハ其ノ製造品及副產物ノ名稱、數量竝之ニ使用シタル原料品ノ名稱、種類及數量ヲ製造場所轉稅務署ニ申告シ検査ヲ受ケ其ノ製品検査書ヲ稅關ニ提出スヘシ

前項ノ製品検査書ハ前條第二種品ノ検査書ニ準シ作成スヘシ

第七條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ他ノ用途ニ供セムトスルトキ又ハ大正十年勅令第二百三十八號第一條第二種製造品ヲ輸出以外ノ目的ニ供セムトスルトキハ其ノ原料品ノ輸入手數ヲ爲シタル稅關ヲ經由スヘシ但シ輸入手數ヲ爲シタル稅關ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 輸入稅ノ拂戻ヲ請求セントスルトキハ製造品輸出稅關ニ申請スヘシ

第九條 製造者ハ左記事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 輸入原料品ノ名稱、種類、數量、藏置場、輸入手數ヲ爲シタル稅關及製造場ニ搬入ノ年月日

二 使用シタル輸入原料品及之ト混淆使用シタル他ノ同種ノ原料品ノ名稱、種類、數量及使用ノ年月日

三 製造品及副產物ノ名稱、數量及製造ノ年月日但シ輸入原料品ト他ノ同種ノ原料品ヲ混淆使用シテ製造シタル製造品及副產物ニ付テハ各原料品ノ使用割合

四 第八條ノ検査ヲ受ケタル製造品及副産物ノ名稱、數量及検査ノ年月日
 五 製造場ヨリ搬出シタル原料品、製造品及副産物ノ名稱、數量、搬出先及搬出ノ年月日

附 則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

●大藏省令第十九號

關稅定率法第十條施行ニ關スル件(大正十年五月三十一日公布)

大正十年勅令第二百三十九號施行ニ關スル件

第一條 大正十年勅令第二百三十九號第二條ニ依リ管海官廳ノ承認ヲ受クヘキ事項左ノ如シ

甲 船舶ノ建造ヲ爲サムトスル場合

一 建造セムトスル船舶ニ使用スヘキ物品ノ種類及數量

二 前號ノ物品中輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスルモノノ種類及數量

三 工場ノ名稱及位置

四 起工日及竣工期限

乙 船舶ノ修繕ヲ爲サムトスル場合

一 各工場ニ於テ一定期間内ニ修繕ノ爲使用スヘキ物品ノ種類及數量

二 前號ノ物品中輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスルモノノ種類及數量

三 工場ノ名稱及位置

第二條 大正十年勅令第二百三十九號ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケムトスル

物品ノ輸入申告ハ同勅令第二條ニ依リ管海官廳ノ承認ヲ受ケタル者ノ名ヲ以テシ且其ノ申告書ニハ承認書ノ番號ヲ附記スヘシ

第三條 輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ハ稅關ノ承認シタル場所ニ之ヲ藏置シ他ノ物品トハ混淆セシメサルコトヲ要ス前項ノ物品ヲ使用セムトスルトキハ稅關官吏ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 大正十年勅令第二百三十九號第六條但書ノ規定ニ依リ輸入免許ノ取消又ハ追徵ヲ爲ササル場合左ノ如シ

一 承認ヲ受ケタル物品ヲ他ノ承認ヲ受ケタル用途ニ使用スル爲メ稅關長ノ認許ヲ受ケタルトキ

二 承認ヲ受ケタル竣工期限ノ延長ニ付稅關長ノ認許ヲ受ケタルトキ

三 修繕ニ使用スヘキ物品ヲ次期ニ繰越使用スル爲メ稅關長ノ認許ヲ受ケタルトキ
 前項各號ノ認許ヲ受ケムトスル者ハ豫メ當該物品ノ名稱數量及同勅令第二條ニ依ル承認書ノ番號ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告スヘシ

第五條 大正十年勅令第二百三十九號第二條ニ規定スル者ハ工場毎ニ帳簿ヲ備ヘ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル者ハ豫メ當該物品ノ名稱數量及同勅令第二條ニ依ル承認書ノ番號ヲ記シタル文書ヲ以テ稅關ニ申告スヘシ

一 工場ニ搬入シ又ハ工場ヨリ搬出シタル物品ニ付左記事項ヲ記載スヘシ
 タル稅關、搬出入ノ年月日及搬出先

二 使用シタル物品ノ種類、數量、用途及之ヲ使用シタル船舶名

三 建造又ハ修繕シタル船舶名、其ノ竣工年月日、國籍、所有者及總噸數又ハ排水噸數

附 則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

●遞信省令第三十一號

船舶建造及修繕用物品承認規則(大正十年五月三十一日公布)

第一條 大正十年勅令第二百三十九號ノ定ムル管海官廳ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ本令ニ依リ承認申請又ハ承認更正申請ヲ爲スヘシ

第二條 承認申請ハ船舶ノ建造又ハ修繕ヲ爲ス工場ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳ニ之ヲ爲スヘシ

第三條 船舶建造用物品承認申請ニハ左ノ事項ヲ具備スルコトヲ要ス

一 申請者ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ事務所所在地

二 船舶ノ製造番號、種類、資格、總噸數及速力

三 機關ノ種類、箇數及實馬力

四 專任技術者ノ氏名

五 船舶建造ノ爲使用スヘキ物品ノ種類及數量

六 右物品中輸入稅ノ免除ヲ受クヘキ物品ノ種類及數量

七 工場ノ名稱及位置

八 起工及竣工ノ期日

前項ノ承認申請ニハ船體横截面圖、船體中心線截縫面圖、各甲板平面圖、船體中心線截面ノ鐵鋼材構造配置圖、各甲板鐵鋼材構造配置圖、汽機圖及汽罐圖ヲ添付スヘシ但シ汽機又ハ氣罐ヲ製造セサルトキハ汽機圖又ハ汽罐圖ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第四條 船修繕用物品承認申請ニハ左ノ事項ヲ具備スルコトヲ要ス
一 申請者ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ事務所所在地
二 工場ノ名稱及位置
三 専任技術者ノ氏名

四 一定期間内ニ船舶修繕ノ爲使用スヘキ物品ノ種類及數量

五 右物品中輸入稅ノ免除ヲ受クヘキ物品ノ種類及數量

第六條 船舶建造用物品承認申請又ハ船舶修繕用物品承認申請ニ具備セル事項又ハ添附セル書類若ハ圖面ヲ變更セムトスルトキハ申請者ハ其ノ事由ヲ具シ承認更正申請ヲ當該管海官廳ニ爲スヘシ承認更正申請カ營業ノ移轉其ノ他之ニ準スヘキ理由ニ依ル申請者ノ變更ヲ目的トスルトキハ承繼人之ヲ爲スヘシ

第六條 船舶建造竣工承認申請又ハ船舶修繕竣工承認申請ニハ左ノ事項ヲ具備スルコトヲ要ス

一 申請者ノ氏名又ハ名稱

二 工場ノ名稱

三 船舶ノ製造番號又ハ名稱

四 竣工ノ年月日

前項ノ承認申請ニハ船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用シタル物品及其ノ物品中輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ノ種類及數量ヲ記載セル明細書ヲ添附スヘシ

第七條 承認申請ノ具備事項又ハ添附書類ニシテ物品ノ種類及數重ヲ記載スヘキモノニ付テハ之ヲ船體部用鐵鋼材、機關部用鐵鋼材、舾裝品、舾裝品部分品、機關及機關部分品ニ分チ各品名、種類、形狀、寸法、箇數、重量及用途ヲ明ニスヘシ

第八條 管海官廳ハ必要アルトキハ承認申請又ハ承認更正申請ノ調査及ヒ工事施行ノ監督ニ付、
ハ添附セル書類、圖面ノ補正ヲ命シ又ハ其ノ副本若ハ添附セル以外ノ書類、圖面ノ提出ヲ命スルコトヲ得
第九條 管海官廳ハ承認申請又ハ承認更正申請ノ調査及ヒ工事施行ノ監督ニ付、
管轄區域外ニ於テ爲スヲ必要トスル事項アルトキハ他ノ管海官廳ニ之ヲ嘱託スル

第十條 管海官廳ハ其ノ調査又ハ受託管海官廳ノ調査報告ニ依リ承認ヲ爲スヘシ
モノト認ムルトキ又ハ承認書調ニ具備セル事項ノ變更ヲ必要ト認ムルトキハ申請者ニ承認書又ハ承認更正書ヲ交付スヘシ承認書又ハ承認更正書ハ申請者ノ請求ニ因リ管海官廳ニ於テ必要アルヲ認メタルトキハ其ノ副本ノ交付ヲ爲スコトヲ得

第十一條 承認書ノ種類及之ニ具備スヘキ事項左ノ如シ

甲 船舶建造用物品承認書
一 申請者ノ氏名又ハ名稱

乙 船舶修繕用物品承認書
一 申請者ノ氏名又ハ名稱

丙 船舶建造ノ爲使用スヘキ物品ノ種類及數量

丁 船舶建造竣工承認書
一 申請者ノ氏名又ハ名稱

戊 船舶ノ名稱及位置

己 起工及竣工ノ期日

乙 船舶修繕用物品承認書
一 申請者ノ氏名又ハ名稱

丙 船舶建造ノ爲使用スヘキ物品ノ種類及數量

丁 船舶ノ名稱及位置

戊 船舶建造竣工承認書
一 申請者ノ氏名又ハ名稱

己 船舶ノ件名

庚 船舶ノ名稱

辛 船舶ノ名稱

壬 船舶修繕竣工承認書
一 申請者ノ氏名又ハ名稱

癸 船舶ノ名稱

四 修繕ノ箇所

五 竣工ノ年月日

前項ノ各承認書ニハ番號年月日及管海廳名ヲ明記シ其ノ官印ヲ押捺スヘシ

第十二條 船舶修繕用物品承認書ノ交付ヲ受ケタル者カ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル

物品ヲ使用シテ船舶ノ修繕ニ著手セムトスルトキハ工場ノ名稱船舶ノ名稱所有

者及總數並修繕ノ箇所及著手日ヲ當該管海官廳ニ届出ツヘシ其ノ届出事項ニ

變更ヲ生シタルトキハ亦同シ

第十三條 承認書又ハ承認更正書カ毀損又ハ滅失シタルトキハ管海官廳ハ申請ノ

請求ニ因リ其ノ書換又ハ再交付ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎伯刺西爾製鐵事業に就て

伯國人フランク、ウショーヤー氏（技師長たると同時に珈琲耕主として本那移民を使用す）を社長とし、資本六百萬ミルレイス、工場敷地百二十町歩を以て、客年リベロン、ブレートに設立せられたる伯國製鐵會社は、紐育市コーニング會社

リベロン、ブレートより前記サンバウロ、ミナス鐵道の最近地點に到る連絡線の測量に從事せる一技師の報告に據るに、同鐵道の沿線には多數の鐵礦脈（赤鐵礦）の存在する由にて、伯國製鐵會社は是等鐵脈の中リベロン、ブレートに最も近く且其の包藏量最豊富なるバー・デ・ソーロ（鐵嶺之意）に於ける鐵山を獲得せり。而して右鐵石は分析の結果平均五五%の鐵分を含み、不純物を有せざる良質のものなること明になりたるを以て、會社は先づ同鐵石の精鍊を開始すべく、追て西北鐵道會社より古線路の引渡を受け、サンバウロ、ミナス鐵道の終點サンセバステイアン、デバラライズ驛よりジヤクイ郡モーロ、デ、フェロ（鐵嶺之意）に於ける鐵山に至る連絡線の竣工を俟ち然る後世界最純良の一たる六六乃至六八%の鐵分を有する同所の鐵礦採掘を企つべしといふ。

尙右製鐵會社に要する技師、電氣師、職工長等の高級技術者は悉く瑞典より招聘することとなりたるが、一方工場開設の後は漸次リベロン、ブレートに一割せらる労働者區を設けんとする計畫あり。要するに將來斯業の發展に伴ひ各種工業の興起するに到らむか、同地は從來の珈琲耕地労働者中心より一變して工業労働者の都會と化すべく、從て在留本邦移民に對しても亦影響を及ぼすに至るべし

（通商公報第八二七號拔載）

◎伯國製鐵會社設立に付キ農商工務省と

會社に對しても、亦之を補助獎勵の意味に於て十二分の努力を示したり、即ち政府は右會社及同種類の會社の輸入する一切の材料に對しては全然輸入稅を課せざるのみならず、六十年間凡ての課稅を免ずるの法律を制定すると共に、特に伯國製鐵會社に對し延長七〇糀米突に亘る鐵道線の供給をも約定せり。

而して伯國製鐵會社に於ては、材料引受後工場設立工事に著手する爲、モジアナ鐵道（サンバウロ州カムビーナス市を起點とし、同州及西北ミナス州を連絡する鐵道線）會社と交渉の上、サンバウロを去る同線三二糀米突の地點より支線

前記リベロン、ブレートに設立せらるべき伯國製鐵會社（原名、伯刺西爾電氣冶金工業會社）の計畫に關し、聯邦政府は三月二日附大統領令第一四、七〇七號を以て、農商工務省に對し右會社と其の營業（電爐による鐵鑄鋳解及鋼鐵製造場の設置、副產物利用を目的とする木材の炭化、溶溌及木材瓦斯の利用によるセメントの製造等）に關する契約を締結するの權能を附與し、同五日官報を以て公布せり該契約の大要左の如し。

一、聯邦政府は契約調印の日より向三十年間左の材料に對し輸入稅を免ず。

イ、機械及原料並建築生産若しくは工業上の利用の爲又は銑鐵鋼鐵、合金等を製造する工場の維持保存の爲輸入する諸材料。

ロ、發動機、工業用動力供給の爲築造すべき電氣裝置及送電線に必要な材料

並將來工場の發達上据付くことあるべき水力電氣裝置に要する材料。

ハ、木材の炭化及其の副產物（木醋酸、醋酸、クレオソート等）の利用の爲、輸入する熔解爐機械及材料。

ニ、電爐の溶滓利用並にセメント、肥料製造の爲必要な機械及材料。

ホ、修繕所用機械及電氣材料等。

二、聯邦政府は前項規定の期間鑛山採掘、工場建築及其の生産物に對して課せらるべき總ての聯邦稅を免ず。

三、伯刺西爾電氣治金工業會社は、現行法の範圍内に於て其の事務發達上並之に件ふ送電線の設置上必要な土地に對し收用權を享有すべし。

四、伯刺西爾電氣治金工業會社は、其事業の發達上必要な場合、聯邦内に於ける瀑布を利用する權利を有す。但し右瀑布は聯邦の事務に對し緊要ならざるものに限り、且會社は將來制定することあるべき治水に關する法律の規定を履行するの義務を有するものとす。

五、聯邦政府は聯邦所屬の鐵道及船舶に對し、機械材料並に鑛山及工場生産物輸送の爲最低率の運賃を設定すべく又聯邦の恩典を享有せざる鐵道及汽船會社に對しては、前記貨物に對し最小限迄運賃を低減することに努むべし。

六、伯刺西爾電氣治金工業會社は、左の義務を負ふものとす。

イ、鐵其の他の金屬を含有する鑛脈の採掘及其設立すべき工業の經營に際しては、千九百二十一年一月十五日國會令第四、二六五號（伯國新鑛業法）の規定並に之が施行上今後發令することあるべき規則を遵奉すること。

ロ、政府の監督官に對し會社所有の總ての鑛山及工場並に附屬物を檢視するの自由を認め、且其希望に應じ總ての指示及説明を與ふること。

ハ、政府より要請したときは、鑛山の生産、之に採用せる方法收得の結果等に關し有らゆる統計を提出すること。

ニ、從業員には出來得る限り伯刺西爾人の技術者及職工を使用し且會社の負擔を以て電氣冶金術教習所を設くこと。

七、伯刺西爾電氣治金會社は、其の業務監督に當つる爲め、政府に對し六ヶ月前拂を以て、年額十二コント（一萬二千ミルレイス）を下らざる金額を納入すべし。

八、聯邦政府は何時なりとも、公共救助の必要により又は戰爭の場合現行法に從ひ會社の全財產を徵發することを得。

九、聯邦政府は伯刺西爾電氣治金工業會社に於て規定の義務を履行せざるときは一コント乃至一〇コント、之を反覆したるときは其倍額の罰金を課すべし。

十、本令は官報公布の日より、三十日以内に當事者に於て契約に調印せざるときは効力を失ふものとす。（通商公報第八四〇號）

○製鐵業大合同急務　内地の製鐵業は過去二十年來官

業一億圓、民業一二億五千萬圓、合計三億五千圓の巨資を投じて漸く發達の緒に就ける矢先、世界的財界の恐慌に遭遇し鐵價の大暴落を來せる爲め各鐵工場とも甚大なる打擊を蒙り休業相亞ぎ昨今其製造能力は一時に比し官業二割民業八割の大激減にして誠に慘憺たる光景を呈し若し此儘に放置する時は軀て衰滅に歸するの外なるべく由々敷大問題なるより關係當事者は豫て我鐵業の根本的國策樹立に就き調査研究中なるが先づ銑鐵に就て見るに現在一箇年の需要高百五十萬噸なるに對し製造能力八十萬噸ありて約七十萬噸を海外より輸入しつゝあるも之が鐵礦石は南洋方面即ちボルネオ、馬來半島、佛領安南ニユーカレドニヤ、比律賓等に殆ど無蘊藏にあるを以て其方法如何に依りては全部を我邦に於て製造し得、所謂自給自足の域に達せんこと易々たるものあるべし、唯内地鐵礦石は僅々四十萬噸に過ぎざれば一朝有事の日忽ち支障を來たすなきを保證せずとし平時に於て二三年分の鐵礦石を常に貯藏し置くべしとの說稍有力なるものゝ如し、而して我銑鐵製造業に關しては

『石炭の價格比較的高價なるを以て歐米の夫れと競爭せんとするには如何にしても政府に於て相當保護を加ふると同

時に當業者も經營方法を改善する所なかるべからず、曩に經濟調査會に於ては此意味の調査を遂げ政府に答申の結果、銑鐵に對し一割の保護關稅を課することとなれるも日英條約に依る最惠國の關係上英、米、印度等に對しては大正十二年七月十六日迄は之を實施し得ず、尤も支那は例外なれども這は我邦の都合に據りて其賦課を延期せり、而して經營方法の改善に就ては鋼材製造業と綜合經營を爲せば大に其生産費を節約し得らるる次第なるも現在銑鐵と鋼材との綜合經營となり居るは八幡製鐵所と三菱の兼二浦製鐵所との二箇所のみにして他は概して單獨の經營法に依り居るを以て其生産費の増嵩するは亦免れざる所なれば此點大に注意して漸次綜合經營とせざるべからず、次に鋼材製造業の點より觀察する時は内地に於て製造する銑鐵の七割五分までは鋼鐵製造原料に使用せらるゝ次第なれば若し國防上の關係なく國內にて製造するよりも比較的安價に購入し得らるゝとせば銑鐵は全部海外よりの輸入に仰ぐ方却つて有利なるやも測り知るべからず、而して鋼材製造業にても單に一割五分の保護關稅のみにては歐米の夫れと對抗し得ず如何にしても其經營方法に一大改善を加へざるべからず即ち銑鐵、鋼材の綜合經營に竿頭一步を進めて官民聯合して我製鐵業の大合同を爲さんことは緊急の急務なるべし、現に米國のユー、エス、コンバニーは合同に依りて三割の生産費を刪減し得たりと言へば我邦にても少くとも二割は減ぜらるべく之に一割五分の關稅保護と相俟つて三割五分の保護を受くると同様の次第なれば茲に初めて我製鐵業は健全なる發達を企圖し得らるべし。』

とて經濟調査會を主力とし目下頻りに調査研究中の由なれば該合同案は今秋の議會に提出せらるる運びとなるやも知れずと。

○電氣製鋼業の發達 最近着のスタール、ウント、アイゼンに『電氣製鋼業の發達』と題して戰時以來に於ける製鋼業の發達狀態を詳細に調べてある。大戰中合衆國及び加奈陀に於て電氣製鋼業は確實なる發展を遂げた即ち爐數及び生產額を增加したのである、然るに其製造の方法並に爐の構造に關しては注目すべき程の事が出來ねのは甚だ遺憾であるが、戰爭前及び千九百十六年に到るまでは電氣鋼生產國中獨逸は其の首位にある、千九百十七年以後其の生産數量に於て合衆國に追越さるゝに至つた。千九百十四年に製造せられたる三十萬千四百八十庭電氣鋼中獨逸は其の三分の一、合衆國は其の五分の一を占めた然して大戰三年中に於ける世界產額は殆んど四倍した、何んとなれば千九百十八年に既に百十六萬庭の電氣產額がある、此内合衆國は五十パーセント、獨逸は二十九パーセント、英國は十二、五パーセント加奈陀は十九パーセントを占めて居るのである、併し乍ら佛國は單に六萬庭、オーストリア及び伊太利は各四萬庭を產するのみであつた、さて電氣製鋼爐の總數は千九百二十年期に於て八百七十五基千九百十九年の初期に於て八百十五基、千九百十三年の中頃に於て百四十基で即ち漸次增加の數字を辿つて居る、また合衆國に於ける同爐數は千九百二十年に於て一千三百二十三基千九百十九年に二百八十七基であつた、翻つて電氣銑鐵の世界產額を見ると千九百十九年に於て十二萬庭とせられ其内瑞典に於て其の二分の一より稍多量に、又伊太利に於て二分の一

より稍少き量を産した、千九百十八年加奈陀に於て三萬延の再製銑を屑鐵を原料として製造した。

同様に佛國に於ても千九百十五年乃至千九百十八年に約十五萬延の製產があつた戰時中に於て外國の電氣製鋼業が如何なる發達を爲せしかは最近數年間に於ける各國の電氣爐數を見るのが一番好い、即ちアイアンエーデから抜萃した各國の電氣爐數の增加は這般の大戰が如何に大なる影響ありしかを明かに語つて居るのである、增加割合の最も大なるは英國で次ぎは加奈陀、合衆國となる千九百廿一年一月一日迄に合衆國に於ける爐數は約四百に達するであらう、此の三ヶ國に於ける爐の總數は別に調べてみる必要がある。電氣製鋼業の發達を知るには爐數を見るが一番好い。

即ち世界各國を通じて千九百十年には百十四基、同十五年には二百十三基、同十六年には三百三基、同十七年には七百三十三基、千九百十九年には八百十五基と漸次鰐上りなつて居る、即ち千九百十年の當時と一昨年とは八倍にする、驚く可き發達の歴史ではないか。更に世界で電氣製鋼業の發達して居る加奈陀、英國の二ヶ國に於ける千九百十九年の爐數を見るに加奈陀三十六基、英國百三十三基である、また昨年即ち千九百二十年一月一日現在の加奈陀の爐數を見ると四十基である。

然して千九百十九年に於ける世界の電氣製鋼爐は八百十五基と見積つて居たのであつて、此内合衆國及び加奈陀は夫々二百九十及四十五基を占め、此爐の内百四基は鋼塊^{鉄塊}造、三百十一基は鑄鋼作業を行ふものとした、然して鋼塊製造用爐は全部にて七、三延、及び一、七延にして、また夫々六十及百二

十六工場に分屬した、爐の最大容量は鋼塊用四〇延、鑄鋼用一五延である、是等の爐の九九パーセント迄は電弧式である、三延以上の爐はすべて二相又は三相電流にて供給するゝも小なる爐のみは單相交流にて操業される、爐の技術上に關することは省略するが要するに電力に依^ス斯業が斯の如き素晴らしい發達を遂げたことは大いに注目に値する。

然して之に依つて考察すると向後自動力は諸産業の根源をして益發達して已まぬであらう、之を要するに今日電氣製鋼業の一番進歩發達を遂げたのは米國であつて、次が英國だが我が國でも此方面に大いに努力せねばならぬと思ふ即ち千九百十九年一月一日現在の電氣製鋼爐が僅々十一とは聊か心細い、米國同年度の總數二百三十三に比較して見ると雲泥萬里の差である製鋼業は文明を造る機關である製鋼業が發達すれば諸産業が發達する此點は能く考へる必要があると思ふ。

○製鐵業復活難　内地製鐵事業保護の爲め輸入鐵材に對し一定稅率を引上げた新稅が去月より實施されたが頃來生産不引合の爲め極端なる窮地に陥つて居る内地製鐵事業は幾分窮状から緩和されたのみならず目下原料銑鐵及び燃料石炭が暴落して居るから比較的金融に餘裕のある同業會社が是等の暴落原料を以て新規に操業を開始する場合製品相場との採算は引合ふ様になつた、然し既に工場を閉鎖した大部分の會社は何れも金融が行詰つて居て今更操業を開始する餘力なく又偶工場を閉鎖しないでも借入金其他で一時を彌縫^幸うじて操業を繼續して居るのだから假令關稅の保護により採算が有利となつても經營は依然として困難を免れぬ、併し銑鐵製造業者に至つては今次の如き僅少なる關稅引上は經營上には

何等の影響無く引續き極端なる不振状態を免れぬ隨つて曩に興業銀行より一千圓の融通を受けた五大製鐵業者は何れも生産を制限して停滯品の消化に努めて居るけれ共熔鑄爐及職工の關係で一定限度以上に規模を縮少することが出来ず現在各社合計月額三萬噸内外を製造して居るが之に對する國內需要も月額三萬噸は引續き停滯して居つて容易に消化され相てなく高値十萬噸は引續き停滯して居つて容易に消化され相てなく高値時代の三分の一以下に暴落して居る製品相場は目先引返しの望みのない一方生産費の内で燃料石炭及運賃等は相當に暴落したけれ共勞銀は殆ど好況時代と變らず最好況時代に一定貨銀以外に支給して居た獎勵金其他の特別手當が無くなつたのみだから斯業の復活は到底覺束ないと。

○鐵界の前途 最近米國より八幡製鐵所へ達した報告によると同國の製鐵會社の大半は製鐵不況の爲め休止を斷行し殘餘の會社も引續き縮少を重ねて戰時中の面影は更にない、隨つて何處の會社も悉く參觀を拒絕しつゝあると云ふ事であるが製鐵界の前途に就て八幡製鐵所某幹部の語る所によると製鐵界今日の不況を致したのは實に世界的不況來の結果である。我國の鐵商人の間には樂觀説を唱へて居る者もあるかも知れないが決して輕々樂觀を許されない米國の如きも萬一世界的不況が襲來してもそれは一時的現象であつて何等憂ふべからず早晚必ず需用が激増すると豪語して暗に期待して居たことは美事裏切られ同國は今日全く悲觀の状態に陥つて居る、從つて製鐵界的前途は全く混沌として豫測が至難であるが不況は尙續くものと覺悟しなければならぬ、又鐵價は下落に下落を重ねるものと見なければなるまい、それは戰前の

鐵の輸出を見ると英、獨、米、白の順序であつて戰時中英、獨、白は輸出上大打撃を被り之に依りて米國は長足の進歩を遂げ又其他の各國も長足の進歩を遂ぐるに至つた、戰後は交戰國の銳意恢復に努めた結果今日に於ては獨逸、白耳義の海外輸出が着々實現し之に米國英國其他の海外輸出と相俟つて供給力の充實するに反し需用率は依然たる状況であるが故に今後は交戰各國の國力恢復の程度が進めば進むほど鐵價は下落するものと見なければならぬ、従つて製鐵界も亦不振に陥ることを覺悟しなければならぬ云々。

○支那製鐵發展 支那に於ける製鐵業は原料豊富なると勞銀の割安なる爲め、日米等の當業者は自國に於けるより有望なりと矚目し斯業に投資する者多く現在にては本邦製鐵業を壓倒する形勢にあるが其主なるものは漢治萍公司、本溪湖、龍煙公司、新陽鐵鑄公司、鞍山站及秦皇島等にして既設鎔鑄爐七基、新設三基其生産額約四十萬噸と稱せられ本邦生産額約三十五萬噸を凌駕せり。之に反し本邦製鐵業は原料の不足と勞銀割高の結果生産不引合に陥り殆んど事業を中止し昨今は僅に八幡製鐵所外四會社の八基の鎔鑄爐が何れも缺損を見越して運轉せるが支那に於て製鐵業が發達せば本邦の製鐵業は根本的に改善されぬ限り全く絶望と稱せざるべからず。

○鞍山鐵及撫順炭の調查 今回滿鐵の招聘に應じ鞍山鐵所及び撫順炭礦の調査研究の爲米國ミソネダ大學學長冶金學者アツブルビー氏ウイスコンシン大學教授地質學者メーツソン氏、ミネソダ大學教授地質學者エモンス氏、炭礦露天掘に經驗深きダベンポート氏クラゴウ氏、ハツチソーン氏

堡より某所へ大要左の如き情報達せり。

一行六名は東大教授彦田博士、同神田博士と共に六月二十二日大連着、二十三日夜湯崗子と撫順に各三名宛到着せり。鞍山製鐵所の礦石は平均含鐵量四十パーセントの貧礦にして之が製鐵迄には一噸八十圓を要し目下の銑鐵相場一噸五十圓に對し三十圓の損失を招き折角創設したる大規模の製鐵所も經營困難に陥り設計の一班は中止するに至れり、鞍山製鐵の設計は之を獨逸式に取りしものなるが獨逸鐵礦は含量豊富なる爲に含量貧弱なる鞍山鐵礦の製鐵法に不適當なるより斯くは多大の損失を生ずる所以なるが米國は獨逸と異なり含量の少き事恰も鞍山と同じく而して其含量少き鐵礦の製鐵法は米國の最も長ずる所なるより目下米國に在る撫順炭礦長兼鞍山製鐵所長井上博士が一切の書類及び礦石を提供し之に依つて仔細に調査研究したる結果頗る有望にして經營方法の如何に依つては大に發展する要素ある事を確認し撫順炭礦も近き將來に撫順市街を移轉して同地一帯を最大なる露天掘に改め且現在の露天掘も採掘費を輕減する爲に此等の調査研究を嘱託し依つて一行は夏季休暇を利用して來満するに至りしなり。

○英國鐵材の輸入數量　英國鐵類の本邦向積出數量は五百十五噸、銅板二萬三千八百三噸、鐵力二千二百九十四噸なり。

○獨逸製鋼組合　最近市内某所着倫敦發電に依れば獨逸に於る針金、釘の製造業者は今般新に組合を成立し製造販賣に一致の行動を執る事に決定し之が爲め低落歩調を辿りつゝありたる同國の針金、釘の價格は稍や上向せりと。

○獨逸の產業復舊努力　獨逸產業界の現狀につき漢

本年に入つて以來殊に恢復の顯著なるは製紙を第一とし次で製鐵織物の順序なり昨年迄は丁抹、諾威より多少洋紙の輸入ありし模様なるが目下は反對に少量の輸出を見るやうな形勢なり製鐵事業は主として造船材料を生産せり、建築材料等も東部荒廢地へ輸送する積りにて相當の生産をなせり、是等に從事する労働者は尠なくも十時間乃至十三時間位の労働を續け賃銀は英佛に比し頗る低廉なれば同國の労働條件が他國に較べて如何に有利なるか推察せらる各地の紡績及び織物工場も操業は漸次復舊せるが原料拂底の傾きありて國內の需要を十分に充し得ざるが如きも毛織原料は歐露よりと和蘭を通じて南阿羊毛が輸入され比較的豊富なり、要するに當國の一般人民は償金其他の問題に就て聯合國民の如くならず頗る冷靜にて銳意國力の恢復に努め居る氣分事毎に現はれ居れり、叙上紙類、織物等は未だ國內の需要を十分に充し得ざるにも拘はらず盛んに海外各地へ優良品の見本を送り販路の擴張を圖れり、其價格等も中には如何して斯様に安價に生産せらるるかと奇異の感を抱かしむる程にて同國一流貿易商の言に依れば將來獨逸品と輸贏を爭ふものは米國品なりと豪語せり。

○銑鐵生產及需要　昨年度に於ける世界の銑鐵及び鋼鐵は何れも其生産減少し殊に英國の如きは戰前即ち大正二年度に於て銑鐵一千六百二十六萬噸に對し大正九年度は僅に入百萬噸に過ぎず只米國が六百萬噸の生産増加を見其他、佛日、白等悉く著るしく生産減少せるが更に之れを數字上に見るに、(單位一千噸)

米英獨佛白

鋼 鐵

三一、〇〇一	四〇、七七三
七、六〇四	九、〇五一
一八、六四八	九、〇〇〇
四、六二〇	二、九一五
二、四二八	一、二一六

にて是以上輸入品を仰ぐが如きは單に市價の下落を招致するに過ぎざるべしと云ふ。

●米國鐵類の需給　米國に於けも銑鐵及鐵の生産は千九百十六年を以て過去千八百五十四年以来のレコードを示せるも其後輸出貿易の沈靜國內の需要減少等の爲生産過剩を來し昨年度の如き銑鐵のみにても八百萬噸の減額なるにも拘はらず米國內に現存せる在庫品は増加せるのみならず歐洲方面よりの契約解除等あり更に本年は相當製造手控へをなしたるも市場は依然として活況を呈するに至らずと云ふ、而して千九百十三年以來同國の最近調査による生産額を細別すれば左の如し。(単位一千噸)

無煙炭を使用したるもの	木炭同	有煙炭同
一九一三年	三〇〇	三〇、三二六
一九一四年	九一	二二、一七六
一九一五年	八四	二九、五三五
一九一六年	二二七	三八、八四四
一九一七年	三八一	三七、八六三
一九一八年	二八三	三八、四二二
一九一九年	一三八	三〇、五四九
	三二七	

昨年度は右合計三千六百四十一萬四千百十四噸にして本年にありては一月二百七十一萬六千噸、二月百九十三萬七千噸、三月百五十九萬五千噸、四月百九萬三千噸なるが同國に於て戰後無煙炭の使用率が著しく減退したるは一面生産品の關係なるも更に無煙炭激減したる結果自然木炭使用に移りつゝありと云ふ、更に鋼鐵に就て見るに千九百十七年の最高能力より漸次減退し千九百十九年の如きは一千萬噸の生産減を見るに至りたるが本年は更に減少するならんと云ふ同國戰前よ

右の表に依りて見る時は獨逸が比較的生産能力發達せるが若し此の状態を繼續する場合に於ては本年度は銑鐵のみに於ても優に二千萬噸の生産をなすべしと云ふ、併し右の内昨年度は米國が生産額中約三割、英國が二割三分を海外に輸出したるも本年度は燃料石炭の騰貴及び各種経費の節約を計りたる爲め生産減少は兩國とも著しく勿論國內の需要も減少する見込なれば之が爲に市場の騰貴を來すが如き事なからんと、

更に我國に於ける昨年度の銑鐵輸入數量は軌條及び鐵管を加へ九十九萬五千九十五噸、昨年度は同六十六萬一千百五十噸にして生産にありては昨年度八幡製鐵所三十萬噸中十五萬噸の鐵道省内務省其他官省用十五萬噸を除き殘餘十五萬噸が市場に提供さるゝのみなるを以て市價は海外市場に左右せらるゝ事は已むを得ずとするも昨年以來の在庫品は五月末約十六萬噸の多きを占むる有様なれば本年度は現在の在庫品と各自の手持品及各製鐵所の生產品を以てするも尙過剰の状態

りの生産能力を擧ぐれば左の如し。(単位一千噸)

	平爐	轉爐	坩堝
一九一三年	二、五九九	九、五四五	一一三
一九一四年	一七、一七四	六、二二〇	八九
一九一五年	二三、六七九	八、二八七	一一三
一九一六年	三一、四一五	一一、〇五九	一二九
一九一七年	三四、一四八	一〇、四七九	一二六
一九一八年	三四、四五九	九、三七六	一二五
一九一九年	二六、九四八	七、二七一	六三

昨年度は三千四百四十三萬二千噸にして本年一月二百二十萬二千噸、二月三百五萬五千噸、三月百五十一萬一千噸、四月百二十一萬四千噸にして銑鐵同様本年に入り著るしく生産減をなしたり尙價格に就て見るに各種類により多少高低は免れざるも大體に於て銑鐵を標準とせば一噸の價格左の如し。

	一月	六月	同
一九一三年	一六弗	一四弗	一三弗
一九一四年	一三弗	一一弗	一七弗
一九一五年	一二弗	一八弗	一八弗
一九一六年	一七弗	四五弗	二六弗
一九一七年	二六弗	三六弗	三五弗
一九一八年	三四弗	三四弗	三四弗
一九一九年	四〇弗	三一弗	二五弗
一九二〇年			
一九二一年			

右の如く昨年四五月頃より急轉直下の勢ひを以つて下落したるを以て其結果は我國の市場にも影響を及ぼしたる次第なるが米國市場の豫測によれば本年十月頃には單に鐵材のみならず一般物貨の暴落を來しへしと傳ふる向あり。

●米國鐵價值下げと我市場の影響

紐育特電に據

れば米國の主なる製鐵業者が貸銀値下と共に更に鋼鐵價格引下の必要を認め既に若干會社は去る四月に決定せる定價表より割引を行ひたりと、是より先米國のユー、エス、スチール、コーゴーポレーシヨン並に其他の獨立製鐵業者は昨今貸銀二割の値下を行ふと同時に鋼鐵の價格を平均一割五分の引下を實施せるも同國に於ける綱鐵製造商は戰時中の好況に乗じて俄に増加し一時年產額五千萬噸の多きに達せるも其の反動的市況の沈衰に遭遇し各製鐵業とも過大のストックを抱擁して慘憺たる窮境に陥れる事我國の製鐵業者と彷彿たる者あり、爲に昨今にては其の製造能力を五割方減少せるも尙且賣行涉々しからずして生産過剩に苦しみつゝあるに搗てゝ加へて獨逸品は爲替其他の關係にて米國品に比し遙に廉價を以て市場に販賣せり、即ち鋼鐵丸棒一噸に付前者は百二十圓なるに對し後者は百六十圓を唱ふる有様なれば米國製鐵業者にして其のストックを一掃せんとするには少くとも獨逸品と同様の程度迄下げざるべからざる譯にて現に過般來獨立製造者中には取引に應じ二三割の引下を實施しつゝあるは掩ふべからざるの事實なれば何れ早晚ユー、エス社も正式に値下を發表する事となるべし其曉に於て我鐵市場に如何なる影響を及ぼすべきやを見るに我鋼鐵價格は特殊の事情に依りて英米の夫に比し一層大なる慘狀を示せるを以て之が爲米國品の大いに輸入せらるゝが如き事なかるべしとするも其の値下の聲のみにても市場の人氣に及ぼす所渺からざれば我鋼鐵相場に更に一段低落すべしと。

●海外鐵材稍良好

最近海外情報に依れば當地着値獨逸及白耳義は板物百五十圓、型物百四十二圓、英國は板物百

九十五圓アングル百八十五圓、型物百九十圓、薄鐵板標準物二百七十五圓、鐵力板百封度十五圓、百七十封度二十六圓五十錢にて英國の薄板を除きては稍引繰れり、從つて内地相場の板物百十五圓、型物百廿圓、薄鐵板三十番三百圓、鐵力板百封度十四圓、百七十封度二十七圓に比すれば英國の鐵力が僅かに引合ふに過ぎず、約二萬箱の鐵力註文中其一部は既に着何せり。

◎製鐵業合同可能 農商務次官田中隆三氏は八幡製鐵所を視察したるが製鐵事業合同問題に就て左の如く語れり。『製鐵事業合同問題は既に久しい前から識者間に云々されて居たものである大戰好況の大反動たる經濟界の激變につれて不振に陥つた事業界の現狀は實に混沌たるもので其の恢復期は全く逆睹し難いものがある、特に製鐵業の如きは最も打撃甚大で民營會社の中止解散せられるもの過半數に及ぶの悲境を演出した爲め茲に同一事業の分立は資本的關係作業上の點から言て不經濟的であり不便であるから先づ資本の合同を計り價格の協定と相俟つて此の國家的事業の基礎を鞏固ならしめ財界の激動に際しても變ることなき第一根源の固定が必要となり、曩に經濟調査會に於て再三審議の結果製鐵業の合同は時世に伴ふ最善策なりとし今後可及的該方針に據ることにはなつたのであるが愈々實現の段取りとなると此の間に種々な問題が出來て中々困難に違ひない。然し政府に於ても既に一時的とは雖東鐵の借入を斷行したが所謂北九州地に於ける製鐵所を中心として製鐵業合同の第一步とも言ひ又直接製鐵所擴張の意味にも取入れると謂はれて居る位である、要するに製鐵業合同は將來に於ては必ず其の實現を見ることへ信ずる

が現在の所では未だ其の時期に到達せしめる方策を具體化することが出來ないだけである、此處が大いに研究を要すところであらう云々』

◎特殊鋼精鍊上一大發見 八幡製鐵所は陸、海軍用品の製品夥しい爲め現在特殊鋼製造用の電氣爐十數基を有して居るが右は送電方法等に隨分改良を加ふべき點少からずと云ふので同所技師田所芳治氏は多年之が研究に從事してゐたが其結果今回特殊鋼の精鍊上に一大發見をしたので特許出願中である其具體的内容は未だ發表されぬが這是在來の電氣爐と比較し最も新しい裝置を加ふるもので完全にして出銑能力頗る甚大且つ勞力と多くの經費を節約し得る點に於て國防上更に利益を得るものであると。

◎獨逸鐵材底入 戰爭後獨、白、佛等の歐洲大陸より割安なる鐵材が產出され、就中獨逸より產出されるものゝ如きは爲替關係が輸出に有利なると相俟つて法外の安値で輸出され英、米製鐵界の一大脅威となつて居るのみならず、本邦の如き輸入國でも從來輸入して居た米國又は英國に比して遙に割安なる獨逸品が新規に輸入されることになり甚しく之に脅され本春來見本的の輸入品が入荷する都度に其品質の如何に拘らず市場を悪化せしめて居る一方英、米の本國でも其後歐洲大陸物に對抗するため數次に亘つて値下げを行ひ英國品の如き現在生産費を切つて賣出して居るが、尙大陸物に比して割高であり、米國品も略英國同様の高値であるから前途獨逸品と競爭出來さうもなく、本邦の如き輸入國は當分獨逸品に頼るより外なく而も初めて引合があつて以來最近まで引續き漸落して居た獨逸品は前途何處まで低落するか疑問で

あり其新規買付に迷つて居るが獨逸鐵材の前途に關し、本月八日當地輸入商へ達した情報によると春來獨逸品の法外に安かつたのは英、獨爲替の變動が激甚であつたのを利用して獨逸商人がダンビング的に安値の引合を發したものであり、當時一般製造家が前途の低落を見越して居た石炭及び勞働賃銀が其後一向低落せず、今日では生産費を償ひ得ぬ狀態となり、且各製造家は旺んに先約定をした結果本年八月乃至九月一杯の製品を賣盡し此以上の安値を期待し難く或は最近稍引返しの歩調に轉じた傾向である。

●米國鐵價值下 ユナイテッド、ステーツ、スチール、コー・ボレー・ショーンは七月六日及七日鐵值段の値下げを左の如く發表せり。(六日の分)

バース一弗九十仙ストラクチュラルシェーブス二弗、プレツ一弗、(以上百封度に付シーツバース三十五弗、ビレツツ四×四十三弗、スラップス三十四弗、(以上一噸に付)ブルーアンニールドシーツ三弗六十五仙、プラックシーツ三弗五十仙 ガルバナイズドシーツ四弗五十仙(以上百封度に付)チングレート一箱五弗七十五仙スケルプ百封度二弗。

(七日の分總て一噸の値段を示し單位弗)

(一)スタンダードスチールバイブ四分の一吋及八分の三吋八十四弗二分の一吋三十四弗半、四分三吋六十七弗一吋より三吋迄六十三弗半、三吋半より六吋迄七十一弗、七吋より十一吋迄七十六弗半、十四吋より二十吋迄八十八弗、二十一吋及二十二吋九十七弗、二十四吋百五弗、二十六吋より卅吋迄百十五弗。

(二)ボイラーチュープ一、四分の三吋百五十七弗二吋より

二、四分の一吋迄百二十八弗、二吋半より三吋迄百六弗三時四分の一より十三時迄九十六弗(在紐育熊崎總領事來電
本月十三日着)

●製鐵所製品再値下 八幡製鐵所では鐵價值下げに就いて豫てより協議中であつたが、去る十二日白仁長官は近く同所製品全部に亘り十圓乃至三十圓を値下げする旨發表した、右は近時大陸物の安値に連れて米國品等が値下を發表した爲め之が對策として外品の輸入を防遏せんとするに外ならない、然も同所では値下げ價格發表と共に現在の滯貨十萬八千噸の一掃策として註文高に據る割引率をも發表して大に註文を誘致せんとする意図を有するものゝ如し、同所に於ける滯貨の主なるものは丸棒四萬噸、型物二萬噸、板一萬四千噸、レール二萬噸の内六割は内地市場向の者でないから引合を受け得るは僅々四萬噸内外に過ぎず、而して同所に於ける過去數箇月間の統計より見るに民間に於て最も需要多きは建築用型物、電鐵用薄板等なれば今回の値下げも此の需要狀態に依つて價格の決定を見る模様である。

